

# 山形市上下水道部電子入札運用基準

(平成22年10月施行)

## (趣旨)

第1条 この基準は、山形市上下水道部が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、測量、調査及びコンサルタントに係る業務委託（以下「建設工事の請負等」という。）に係る電子入札の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 電子入札システムによる入札をいう。
- (2) 電子入札システム 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号。以下「規則」という。）第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。
- (3) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。

## (対象工事等の選定)

第3条 電子入札の対象となる建設工事の請負等は、建設工事の請負に係る、設計金額、工事の規模等を勘案し、管理者が選定するものとする。

## (利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者（法人にあつては、代表者又は代表者から契約に関し必要な権限について委任を受けた者。以下「受任者」という。）は、あらかじめ電子入札に使用可能なICカードにより、電子入札システムによる利用者登録を行わなければならない。

2 電子入札に参加しようとする者又は電子入札参加者（以下「電子入札参加者等」という。）は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合には、直ちに電子入札システムによる利用者登録を変更しなければならない。

## (共同企業体における特例)

第5条 電子入札参加者等が共同企業体（山形市上下水道部建設工事に係る共同企業体実施要綱（平成8年4月1日施行）及び山形市上下水道部工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱（平成29年4月1日施行）に定める設計共同体に定める共同企業体をいう。以下同じ。）の場合においては、当該共同企業体の代表構成員の代表者又は受任者が取得したICカードを使用して、前条の規定による手続きを行うものとする。

2 前項の場合において、共同企業体の代表構成員以外の構成員は、電子入札に関し必要な権限を当該共同企業体の代表構成員の代表者又は受任者に委任する旨を記載した委任状を管理者に提出しなければならない。

## (紙入札を認める場合の基準等)

第6条 電子入札参加者等は、電子入札に係る公告（規則第18条の規定による公告をいう。以下同じ。）

の日又は指名通知の日から公告において指定する日又は管理者の指定する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札（見積り合わせ）参加承諾願（別記様式第1号）を管理者に提出し、電子入札によらない入札（以下「紙入札」という。）の参加を申し出ることができる。

- (1) 電子入札参加者等の使用に係る電子計算機の障害等により、電子入札案件（規則第17条第3号に規定する電子入札案件をいう。）に係る入札期間の末日までに電子入札システムを使用した入札手続を行うことが困難である場合
  - (2) ICカードが失効、破損等により使用できなくなった場合
  - (3) ICカードの（再）発行申請中である場合
- 2 管理者は、前項の承諾願が提出された場合には、入札手続に支障がないと判断したときに限り、紙入札の承諾をすることとし、その旨の通知を当該承諾願を提出した者に対し行わなければならない。
  - 3 管理者は、前項の規定により紙入札の承諾をしたときは、これに係る者を紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）として電子入札システムに登録するものとする。この場合において、紙入札参加者は、規則第22条第1項に規定する入札の要領に基づき入札を行わなければならない。
  - 4 管理者は、紙入札参加者に対し、当該電子入札案件について電子入札システムの使用を認めないものとする。
  - 5 電子入札参加者等は、承諾願を提出した場合において、紙入札による参加が認められないときは、当該電子入札案件に係る入札に参加することができない。

（電子入札システム障害時における対応等）

第7条 管理者は、契約担当部署の使用に係る電子計算機（以下「本市の電子計算機」という。）又は電子入札システムの障害等により、電子入札を行えないときには、当該電子入札の延期、紙入札への移行等適切な措置を講じなければならない。この場合において、管理者は、当該措置を講じた旨を速やかに本市のホームページへの掲載を行うとともに、電子入札参加者等に対し必要な事項を通知するものとする。

（公告等）

第8条 一般競争入札に係る電子入札の場合における規則第18条の規定による公告は、同条の規定に基づき、入札手続を電子入札システムにより行う旨を加えて行うものとする。

- 2 指名競争入札に係る電子入札の場合における規則第26条第2項の規定による指名競争入札参加者への通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、電子入札システムにより通知できない場合は、書面により通知するものとする。

（一般競争入札参加資格確認申請）

第9条 一般競争入札に係る電子入札の場合における規則第19条第2項の規定による一般競争入札参加資格確認申請は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札参加者については、一般競争入札競争参加資格確認申請書（別記様式第2号）を契約担当部署に提出するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったことを確認したときは、電子入札システムにより受付票を発行するものとする。ただし、紙入札参加者については、他の方法により受付票を発行するものとする。

(競争参加資格確認通知)

第10条 管理者は、前条第1項の規定により申請をした申請者に対し入札参加資格に関する通知を電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札参加者については、書面により通知するものとする。

(入札の手続き)

第11条 電子入札は、電子入札システムにより入札金額、くじ入力番号を入力するとともに工事(委託)費内訳書を添付し、本市の電子計算機に送信することにより行うものとする。ただし、紙入札参加者については、入札書(別記様式第3号)及び工事(委託)費内訳書を契約担当部署に提出しなければならない。

- 2 電子入札の受付期限は、開札日の前日(当該日が、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合にあっては、その直前の休日でない日)の正午までを基準として公告又は指名通知書において定める。紙入札の場合も同様とする。
- 3 契約担当者等は、第1項の送信の到達を確認したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。ただし、紙入札参加者については、他の方法により受付票を発行するものとする。
- 4 電子入札参加者等は、第1項に規定する事項について、いかなる場合においても書換、差換、取消又は撤回をすることができない。
- 5 電子入札参加者等が、第2項の受付期限までに、第1項の規定による手続きを行わなかった場合には、当該入札につき不参加とみなす。

(入札の辞退)

第12条 電子入札参加者等は、入札を辞退する場合は、開札までに原則として電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

(開札の手続き)

第13条 契約担当者は、電子入札システムを使用して開札するものとする。

- 2 前項の規定による開札は、電子入札参加者のうち、開札の立会を希望する者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 3 契約担当者等は、本市の電子計算機に表示される入札結果を確認し、落札者を決定するものとする。
- 4 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- 5 前項の場合において、落札となるべき価格の入札をした者のうちくじ入力番号を選択しないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじ入力番号を選択させるものとする。
- 6 契約担当者は、落札者を決定した際には、速やかに当該案件に係る電子入札参加者に対し電子入札システムを使用して通知するものとする。ただし、紙入札参加者については、適当な方法により通知するものとする。
- 7 開札の結果、落札者が決定しない場合には、電子入札システムにより、必要な事項を通知するものとする。ただし、紙入札参加者については、適当な方法により通知するものとする。

(無効の入札)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- (2) 電子入札と紙入札を併せて行った者のした入札
- (3) 紙入札の承諾を得ていない者のした紙入札
- (4) 所定の日時までには本市の電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされない入札

(電子ファイル送信文書の作成基準)

第15条 電子入札システムにより電子ファイル文書を提出する際に使用するアプリケーションソフト、保存する電子ファイルの形式及び圧縮形式は、別に定める。

(実施細目)

第16条 この基準の実施に関し必要な事項は、上下水道部長が別に定める。

(電子入札システムによる見積り合わせの取扱い)

第17条 電子入札システムによる見積り合せの手続きについては、前条までの規定を準用する。ただし、第11条第1項中「入札書(別記様式第3号)」とあるのは「見積書(別記様式第4号)」と読み替える。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から実施する。

附 則(平成24年3月改正)

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

附 則(平成30年4月改正)

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

附 則(令和4年4月改正)

この基準は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和5年4月改正)

この基準は、令和5年4月1日から実施する。

附 則(令和5年9月改正)

この基準は、令和5年10月1日から実施する。

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

**紙入札（見積り合わせ）参加承諾願**

下記の案件に係る入札（見積り合わせ）については、下記の理由により、電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札（見積り合わせ）による参加を承諾願います。

記

- 1 案件名
- 2 開札（見積り合わせ）日 年 月 日
- 3 電子入札システムにより参加することができない理由（下記のいずれかに○を付け、具体的な状況を記載）

電子入札参加者等の使用に係る電子計算機の障害等により、電子入札案件に係る入札期間の末日までに電子入札システムを使用した手続きを行うことが困難である。（山形市上下水道部電子入札運用基準第6条第1項第1号）

ICカードが失効、破損等により使用できない。（同運用基準第6条第1項第2号）

ICカードの（再）発行申請中である。（同運用基準第6条第1項第3号）

具体的な状況

**紙入札（見積り合わせ）参加承諾通知**

上記について承諾します。

今後は、当該案件について電子入札システムを使用した手続きは行わないこと。

紙入札（見積り合わせ）に係る手続きは、公告又は指名通知書に基づき行うこと。

上記について次の理由により承諾しません。

理由：

年 月 日

## 一般競争入札競争参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る一般競争入札に参加したいので申請いたします。

記

1 案件名

2 開 札 日 年 月 日

入札書

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

山形市契約規則及び関係書類を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

記

1 案 件 名

2 入 札 金 額 円

3 入 札 保 証 金 円

4 くじ入力番号

--	--	--

※000から999までのうちの任意の整数を記入すること。

(注)本書は封筒に入れ、封筒の表面に「入札書」の文字、案件名、住所及び氏名を記載し、封印すること。

# 見 積 書

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

山形市契約規則及び関係書類を承諾のうえ、下記のとおり見積りいたします。

## 記

1 案 件 名

2 見 積 金 額 円

3 くじ入力番号

--	--	--

※000から999までのうちの任意の整数を記入すること。

- ※1 本書を持参等により提出する場合は、本書を封かんのうえ、封筒の表面に「見積書」の文字、案件名、住所及び氏名を記載すること。
- ※2 押印を省略する場合のみ、以下の枠内を記載すること。代表者が本件責任者を兼ねることは可能とする。また、本件責任者と担当者が同一の場合は「同上」とすること。

	部署名	氏名	連絡先
本件責任者 (本書類発行部門の責任者)			
担当者 (本書類を提出する担当者)			